

公 告

下記の業務委託について、制限付き一般競争入札を行うので、島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第176条の規定に基づき公告する。

令和5年2月14日

島田市長 染谷 絹代

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 島田市新庁舎移転業務
- (2) 履行場所 島田市役所新庁舎（島田市中心1番の1）ほか
- (3) 業務内容 別紙「島田市新庁舎移転業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和5年10月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしていることについて確認を受けた者であること。

- (1) 令和3・4年度島田市の入札参加資格者名簿の業種「輸送、運送」のうち細目「引越」に登録がされている者であること。
- (2) 一般貨物自動車運送事業許可を有すること。
- (3) 平成24年4月1日以降、元請の企業として延べ床面積10,000㎡以上の国又は地方公共団体の新庁舎移転に係る業務を実施した実績を有すること
- (4) 平成24年4月1日以降、統括責任者として延べ床面積10,000㎡以上の国又は地方公共団体の新庁舎移転に係る業務に従事した実績を有する者を統括責任者として専任させることができること（統括責任者とは、業務を統括監理し、発注者と関連業者との協議等における窓口となり、適宜適切な助言を行うことができる者をいう。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (6) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加制限を受けている期間中でない者
- (7) 島田市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく指名排除を受けている期間中でない者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てを行った者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てを行った者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でない者

3 仕様書等の入手方法

- (1) 入手期間 令和5年2月14日（火）から令和5年3月7日（火）まで
- (2) 入手方法 島田市ホームページからダウンロードにより入手すること。
https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/shinchousha_relocation.html

4 入札参加資格確認申請

本入札に参加を希望する者は、次に掲げるところにより申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 公告日の翌日から令和5年3月1日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 申請方法 (4)及び(5)に規定する書類を持参により提出すること。郵送及びファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。
- (3) 提出場所 島田市中心1番の1（島田市役所本庁舎4階）
島田市行政経営部庁舎建設課
電話：0547-37-7959

(4) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（島田市新庁舎移転業務に係る制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）様式第2号）

イ 同種業務の履行実績表（要領様式第3号）

※ 2(3)、2(4)に規定する委託業務実績の証明となる書類（業務名、業務場所、業務内容、委託期間、業務の対象となった庁舎の延べ床面積及び委託者・受託者の押印が確認できる契約書等）の写しを添付すること。

なお、必要な様式については、島田市ホームページに掲載する。

(5) 提出書類の扱い

ア 作成費用は、申請者の負担とする。

イ 申請者に無断で他の用途に使用しない。

ウ 返却しない。

エ 公表しない。

オ 申請期間後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認結果

(1) 入札参加資格の確認結果は、令和5年3月6日（月）までに入札参加資格確認通知書（要領様式第7号）によりファクシミリ又は電子メールにより通知する。

(2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期限 通知を受けた日から令和5年3月8日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法 電子メールにて受け付ける。送信後、アの受付期間内に電話によ

る受信確認（確認先：島田市行政経営部庁舎建設課庁舎建設担当
電話：0547-36-7959）を行うこと。

ウ 送信先 島田市行政経営部庁舎建設課庁舎建設担当
電子メール：shinchousha@city.shimada.lg.jp

エ 回答方法 令和5年3月10日（金）までに電子メールにて行う。

6 仕様書等に関する質問等

- (1) 受付期間 令和5年2月15日（水）から令和5年3月7日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 電子メールにて受け付ける。送信後、(1)の受付期間内に電話により受信確認を行うこと。
- (3) 送信先 島田市行政経営部庁舎建設課庁舎建設担当
電子メール：shinchousha@city.shimada.lg.jp
- (4) 回答方法 受付した質問に対する回答は、令和5年3月13日（月）までに島田市ホームページに掲載する。

7 入札の手續等

- (1) 入札方法 紙入札により行う。なお、入札執行回数は3回を限度とする。
- (2) 入札日時 令和5年3月17日（金） 午前11時
- (3) 入札場所 島田市役所 会議棟2階C会議室（島田市中心中央町1番の1）
- (4) 持参書類 入札書、入札参加資格確認通知書、委任状（代理人が入札する場合）
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 前払金 なし
- (8) 部分払 なし
- (9) 最低制限価格 なし
- (9) 入札書の金額記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった業務期間の委託料（総額）としての契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(10) 入札の無効

無効となる入札は、島田市新庁舎移転業務競争入札心得に定めるところによる。なお、入札参加資格があることを確認された者であっても、その後に島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加制限措置を受けている者等、入札参加資格がない者が行った入札は無効とする。

(11) 契約書の作成 あり

(12) 入札執行担当 島田市行政経営部庁舎建設課庁舎建設担当
電話：0547-36-7959
電子メール：shinchousha@city.shimada.lg.jp